

## 長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、長崎県商工会連合会（以下「連合会」という。）が行う長崎県農商工連携ファンド事業の円滑な推進を図るため、予算の定めるところにより、連合会に対し、長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及びこの実施要綱に定めるところによる。

### (補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業区分、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるところとする。

### (申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (申請の取下げができる期限)

第4条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

### (遂行状況報告)

第5条 知事は、必要に応じて補助事業遂行状況報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

### (計画変更の承認申請)

第6条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、下記の軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更
- (2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

### (実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 事業収支精算書（様式第2号）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日、又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、概算払の方法により交付することができるものとする。

(帳簿の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この実施要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年度の予算に係る補助事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年度の予算に係る補助事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月12日から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助対象	補助率
<p>(1) ファンド管理運営事業</p> <p>長崎県農商工連携ファンド事業の管理運営等を行う事業</p>	<p>給料、報酬、各種手当、福利厚生費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、使用料、印紙代</p>	<p>10/10以内</p>
<p>(2) ファンド助成事業</p> <p>長崎県農商工連携ファンド事業実施要領に基づき実施する助成金交付事業</p>	<p>助成金、交付事務費（謝金、旅費、会議費、会場借上料、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等の事務経費。ただし、交付事務費は、毎年度の当初予算額の7%に相当する額を限度とする。）</p>	

様式第1号（第3条、第7条関係）

長崎県農商工連携ファンド支援事業費計画書（実績書）

事業区分	補助対象事業	備考
(1)ファンド 管理運営 事業		
(2)ファンド 助成事業		

様式第2号（第3条、第7条関係）

長崎県農商工連携ファンド支援事業費収支予算書（精算書）

1 収入の部

区 分	事 業 費	備 考
県 補 助 金 そ の 他		
合 計		

2 支出の部

事業区分	事業に要する経費	補助対象経費	経 費 の 内 訳
(1)ファンド管理 運営事業			
(2)ファンド助成 事業			
合 計			

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名

誓約書

私は、 年度長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先 - - )

発行担当者 (連絡先 - - )

長崎県知事 様

長崎市桜町4番1号  
長崎県商工会連合会  
会長

補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった  
長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金の遂行状況について、長崎県産業労働部関係補助  
金等交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 遅延等の内容、原因
3. 遅延等に対してとった処置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

発行責任者及び担当者

発行責任者	(連絡先	—	—	)
発行担当者	(連絡先	—	—	)

長崎県知事 様

長崎市桜町4番1号  
長崎県商工会連合会  
会長

年度長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付決定通知のあった長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、長崎県補助金等交付規則第11条第2項第1号の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(上段) : 変更前

下段 : 変更後

事業区分	事業費	補助金額	増減	備考
(1)ファンド管理 運営事業	( )	( )		
(2)ファンド助成 事業	( )	( )		
合計	( )	( )		

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先 - - )  
発行担当者 (連絡先 - - )